



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年7月6日金曜日 第2383号

◇ 目次 ◇

基本測量の実施の通知.....	606
道路の区域変更(県道落合久万線).....	606
開発行為に関する工事の完了.....	606
道路の区域変更(県道池田中山線).....	606
道路の供用開始(").....	607
道路の区域変更(県道長浜中村線).....	607
道路の供用開始(").....	607

人事委員会公告

平成24年度愛媛県職員採用候補者(初級及び資格免許職)試験公告.....	607
平成24年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告.....	611
平成24年度愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験公告.....	613
平成24年度愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験公告.....	616

公安委員会規則

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則.....	619
--------------------------	-----

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	619
--------------------------	-----

雑報

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報..... 620

告示

○愛媛県告示第885号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月6日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 基本測量(四国地方三角点標高改定に伴う三角点改測作業)
- 作業期間 平成24年7月17日から平成25年2月28日まで
- 作業地域 宇和島市、八幡浜市、西予市、鬼北町

○愛媛県告示第886号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年7月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	落合久万線	西条市丹原町鞍瀬庚370番3から 同市丹原町鞍瀬甲332番2まで	旧	メートル 3.8~9.3	キロメートル 0.075	
			新	12.8~41.3	0.075	

○愛媛県告示第887号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年7月6日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建(開)第11号 平成24年6月25日	伊予市上吾川字宮ノ前甲506-5、甲506-4	松山市湯の山6丁目9番地8 祖母井 聖

○愛媛県告示第888号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 7月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬北4153番から 同町大瀬北4150番地先まで	旧	メートル 4.1～12.0	キロメートル 0.111	
			新	6.4～40.2	0.110	

○愛媛県告示第889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 7月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬北4153番から 同町大瀬北4150番地先まで	平成24年 7月 6日

○愛媛県告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 7月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町長浜甲300番3地先から 同町長浜甲300番1地先まで	旧	メートル 0.0	キロメートル 0.000	
			新	7.0～8.4	0.009	

○愛媛県告示第891号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 7月 6日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市長浜町長浜甲300番3地先から 同町長浜甲300番1地先まで	平成24年 7月 6日

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第4号

平成24年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

平成24年 7月 6日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内

電話（089）912-2826

職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

第1次試験日 平成24年 9月23日(日)

受付期間 平成24年 8月15日(水)～9月3日(月)

〔持 参〕 午前8時30分～午後5時15分(土曜日及び日曜日を除く)

〔郵 送〕 9月3日(月)までの消印有効

〔インターネット〕 8月15日(水)午前8時30分～8月27日(月)午後5時15分

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

(1) 初級

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	11人程度	知事部局、教育委員会事務局等の本庁、地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警察事務	3人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容	
短卒 期業 大程 学度	臨床検査技師	7人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、検体検査、生理機能検査、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
	診療放射線技師	4人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、放射線治療、検査等の診療放射線に関する業務に従事します。

2 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	生年月日	学歴・その他
一般事務	平成3年4月2日から平成7年4月1日	学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又はこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者及び平成25年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。
警察事務	までに生まれた者	

イ 資格免許職

試験区分	生年月日	資格・免許
臨床検査技師	昭和58年4月2日から平成4年4月1日	臨床検査技師の免許を有する者又は平成25年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
診療放射線技師	までに生まれた者	

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区分	日	時	試 験 会 場	合 格 発 表
第1次試験	平成24年9月23日 (日曜日)	午前9時15分から 午後0時20分まで	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	10月中旬 第1次試験当日にお知らせします。
		午前8時15時～午前9時 遅刻した場合は受験できません。		
第2次試験	10月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			11月下旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)にも掲載します。

また、合格者には書面で通知します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第1次試験	教 養 試 験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間)
	適 性 試 験	21点	職務に必要な事務処理能力について、比較的簡単な問題を限られた時間内にできるだけ多く解答する筆記試験を行います。(択一式、解答時間15分)
	教 養 試 験	50点	短期大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間30分)
	専 門 試 験	40点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。(択一式40題、解答時間2時間) なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口 述 試 験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作 文 試 験	60点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

(2) 第1次試験合格者は、教養試験と適性試験又は専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、初級については、第1次試験の合計得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験手続

(1) 郵送又は持参による申込み

申込用紙の入手方法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 (申請書等電子配布サービス) http://www.pref.ehime.jp/sinsei/index.htm
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「初級請求」又は「資格免許職請求」と朱書し、宛先明記の返信用封筒(定型長形3号、90円切手貼付)を同封のうえ、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民課(東予、中予及び南予)及び支局総務県民室(今治及び八幡浜)、愛媛県東京事務所、愛媛県大阪事務所等で交付します。
申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に50円切手を貼ってください。封筒の表に「初級申込み」又は「資格免許職申込み」と朱書し、申込書及び受験票を封入し、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局(〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2)へ送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。

	窓 口 で 直 接 申 し 込 む 場 合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、 愛媛県人事委員会事務局へ持参 してください。
受 験 票 の 交 付	郵 送 で 申 し 込 む 場 合	9月4日(火)以降に受験票を郵送します。受験票が届いたら、必ず最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm)を貼って、試験当日持参してください。 受験票が9月14日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	窓 口 で 直 接 申 し 込 む 場 合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず写真を貼って、試験当日持参してください。

(2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システムの手続案内を確認してください。

(愛媛県簡易申請システム) <http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成25年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、**採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。**
- (3) **資格免許職については、所定の時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。**
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(1) 初級

行政職給料表1級7号給(現行給料月額142,911円)

(2) 資格免許職

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
臨 床 検 査 技 師 診 療 放 射 線 技 師	医療職給料表□1級19号給 171,534円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証、運転免許証等)を持参のうえ、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、**愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。**(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1週間	

別表(4関係)

専 門 試 験 (資 格 免 許 職) の 出 題 分 野

試 験 区 分	出 題 分 野
臨 床 検 査 技 師	公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学を含む)、生理学、病理学(解剖・組織学を含む)、臨床化学(生化学を含む)、血液学、免疫・血清学、微生物学(医動物学を含む)
診 療 放 射 線 技 師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学(放射線衛生学を含む)、診療画像機器学(医用工学を含む)、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学(画像工学を含む)、核医学検査技術学(放射化学を含む)、放射線治療技術学、放射線安全管理学

○愛媛県人事委員会公告第5号

平成24年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告

平成24年 7月 6日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内

電話 (089) 912 - 2826

職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

第 1 次試験日 平成24年 9月23日 (日)

受 付 期 間 平成24年 8月15日 (水) ~ 9月 3日 (月)

〔持 参〕 午前 8 時30分 ~ 午後 5 時15分 (土曜日及び日曜日を除く)

〔郵 送〕 9月 3日 (月) までの消印有効

〔インターネット〕 8月15日 (水) 午前 8 時30分 ~ 8月27日 (月) 午後 5 時15分

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
少 年 補 導 職 員	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、少年補導、保護活動、支援活動、広報活動等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和52年 4月 2日から平成 3年 4月 1日までに生まれた者

イ 平成 3年 4月 2日以降に生まれた者で、学校教育法 (昭和22年法律第26号) による大学 (短期大学を除く。) 若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの (以下「大学等」という。) を卒業した者又は大学等を平成25年 3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者

(3) 地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 教員免許を有する者又は平成25年 3月末日までにこの免許を取得する見込みの者

イ 学校教育法による大学 (短期大学を含む。) 又はこれと同等と人事委員会が認めるものにおいて、児童心理学、発達心理学、教育心理学、青年心理学その他の心理学を修学した者又はこれらを平成25年 3月末日までに修学する見込みの者

3 試験の日時、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成24年 9月23日 (日曜日) 午前 9 時15分から午後 0 時まで 〔受付時間〕 午前 8 時15時 ~ 午前 9 時 遅刻した場合は受験できません。	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目 2 番12号)	10月中旬 第 1 次試験当日にお知らせします。
第 2 次 試 験	10月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第 1 次試験合格者に通知します。		11月下旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ (以下「ホームページ」という。) にも掲載します。

また、合格者には書面で通知します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験とし、次のとおり行います。

なお、第 2 次試験は、第 1 次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第 1 次 試 験	教 養 試 験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間 2 時間30分)
	口 述 試 験	168点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

第2次試験	作文試験	32点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験手続

- (1) 郵送又は持参による申込み

申込用紙の入手方法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 (申請書等電子配布サービス) http://www.pref.ehime.jp/sinsei/index.htm
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「少年補導職員請求」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒(定型長形3号、90円切手貼付)を同封のうえ、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民課(東予、中予及び南予)及び支局総務県民室(今治及び八幡浜)、愛媛県東京事務所、愛媛県大阪事務所等で交付します。
申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に50円切手を貼ってください。封筒の表に「少年補導職員申込み」と朱書きし、申込書及び受験票を封入し、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局(〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2)へ送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。
	窓口で直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、愛媛県人事委員会事務局へ持参してください。
受験票の交付	郵送で申し込む場合	9月4日(火)以降に受験票を郵送します。受験票が届いたら、必ず最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm)を貼って、試験当日持参してください。 受験票が9月14日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず写真を貼って、試験当日持参してください。

- (2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システムの手続案内を確認してください。

(愛媛県簡易申請システム) <http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県少年補導職員採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成25年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県警察本部において、少年補導職員として必要な教養を受け、警察本部又は警察署に配置されます。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、行政職給料表1級27号給(現行給料月額176,355円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証、運転免許証等)を持参のうえ、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局

第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1週間
----------	---	------------------

○愛媛県人事委員会公告第6号

平成24年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告

平成24年 7月 6日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁（東京都）、神奈川県、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

第1次試験日 平成24年10月14日（日）

受付期間 平成24年 8月15日（水）～ 9月3日（月）

〔持 参〕 午前8時30分～午後5時15分（土曜日及び日曜日を除く）

〔郵 送〕 9月3日（月）までの消印有効

〔インターネット〕 8月15日（水）午前8時30分～8月27日（月）午後5時15分

試験会場 松山会場 新居浜会場 宇和島会場

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	都府県名	採用予定人員	職務内容
高校卒程度	愛媛県	39人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
	警視庁	2人程度	
	神奈川県	2人程度	
	大阪府	2人程度	
	兵庫県	2人程度	

第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください。**愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

また、申込み後の試験区分や志望都府県の変更はできません。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男子（学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び大学等を平成25年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。）

ただし、警視庁の受験資格（生年月日）は「昭和57年10月16日から平成7年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

また、大学等に相当するものについては、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接問い合わせてください。

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間）	
	身体検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。	
			項目	基準
			身長	おおむね160cm以上であること。
体重	おおむね47kg以上であること。			
胸囲	おおむね78cm以上であること。			

			視 力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。																
			聴 力 完全であること。																
			そ の 他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。																
			基準に達しない項目がある場合、教養試験の得点にかかわらず不合格となります。																
第2次試験	口 述 試 験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。																
	作 文 試 験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)																
	体 力 検 査	-	職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上 (左右の平均)</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>垂直とび</td> <td>55cm以上</td> </tr> <tr> <td>腕立伏臥腕屈伸</td> <td>30回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> </tr> <tr> <td>長座体前屈</td> <td>45cm以上</td> </tr> </tbody> </table> 基準に達しない種目が4種目以上ある場合、総合得点にかかわらず不合格となります。	種 目	基 準	反復横とび	50回以上 / 20秒間	握力	45kg以上 (左右の平均)	上体起こし	25回以上 / 30秒間	垂直とび	55cm以上	腕立伏臥腕屈伸	30回以上	20mシャトルラン	65回以上	長座体前屈	45cm以上
	種 目	基 準																	
	反復横とび	50回以上 / 20秒間																	
握力	45kg以上 (左右の平均)																		
上体起こし	25回以上 / 30秒間																		
垂直とび	55cm以上																		
腕立伏臥腕屈伸	30回以上																		
20mシャトルラン	65回以上																		
長座体前屈	45cm以上																		
適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。																	
身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。																	

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験、検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。
 また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) **第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。**
 身体検査の基準及び第2次試験の試験方法等は愛媛県のもので、他の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	受験地	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成24年10月14日(日) 午前 教養試験 午後 身体検査	松 山	松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地)	10月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
		新居浜	新居浜商業高等学校 (新居浜市瀬戸町2番16号)	
		宇和島	宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号)	
第 2 次 試 験	11月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			12月上旬

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。

また、合格した者には書面で通知します。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

5 受験手続

(1) 郵送又は持参による申込み

申込用紙の入手方法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 (申請書等電子配布サービス) http://www.pref.ehime.jp/sinsei/index.htm
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「 警察官(男性・高卒程度)請求 」と朱書し、宛先明記の返信用封筒(定型長形3号、90円切手貼付)を同封のうえ、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署等で交付します。
申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に50円切手を貼ってください。封筒の表に「 警察官(男性・高卒程度)申込み 」と朱書し、申込書及び受験票を封入し、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。
	窓口で直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、愛媛県人事委員会事務局へ持参してください。
受験票の交付	郵送で申し込む場合	9月4日(火)以降に受験票を郵送します。受験票が届いたら、必ず最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm)を貼って、試験当日持参してください。 受験票が10月5日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず写真を貼って、試験当日持参してください。

(2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システムの手続案内を確認してください。

(愛媛県簡易申請システム) <http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、平成25年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、**採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。**

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

(4) 警察官の昇任は、誰でも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

7 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級13号給(現行給料月額179,769円)、高校卒程度で公安職給料表1級5号給(現行給料月額165,408円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証、運転免許証等)を持参のうえ、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
愛媛県の第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位 (ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、順位に代えて当該試験名又は検査名)	愛媛県の第1次試験合格発表の日から1月間	

愛媛県の第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験別得点、総合得点及び総合順位 (ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、総合順位に代えて当該試験名又は検査名)	愛媛県の第2次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
--------------	---	----------------------	-------------

愛媛県以外の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

9 問い合わせ先等

申込み先 問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話 089 - 912 - 2826 ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/		
問い合わせ先	愛媛県警察本部 警務課 〒790 - 8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2623		
愛媛県以外の都府県に関する問い合わせ先	警視庁採用センター 電話 0120 - 314 - 372	神奈川県警察本部警務課採用係 電話 0120 - 03 - 4145	
	大阪府警察官採用センター 電話 0120 - 370 - 314	兵庫県警察官採用センター 電話 0120 - 145 - 314	

○愛媛県人事委員会公告第7号

平成24年度愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験公告

平成24年 7月 6日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。

第1次試験日 平成24年10月14日(日)

受付期間 平成24年8月15日(水)～9月3日(月)

【持 参】 午前8時30分～午後5時15分(土曜日及び日曜日を除く)

【郵 送】 9月3日(月)までの消印有効

【インターネット】 8月15日(水)午前8時30分～8月27日(月)午後5時15分

試験会場 松山会場 新居浜会場 宇和島会場

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
高校卒程度	6人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた女子(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。))又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者及び大学等を平成25年3月末日までに卒業する見込みの者は、除く。)

3 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査	配点	試験の内容	
	教養試験	50点	高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間)	
			職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身長</td> <td>おおむね153cm以上であること。</td> </tr> </tbody> </table>	項目
項目	基準			
身長	おおむね153cm以上であること。			

第1次試験	身体検査	-	体 重	おおむね43kg以上であること。	
			視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
			聴 力	完全であること。	
			そ の 他	身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
基準に達しない項目がある場合、教養試験の得点にかかわらず不合格となります。					
第2次試験	口 述 試 験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。		
	作 文 試 験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題 1 題、解答時間 1 時間）		
	体 力 検 査	-	職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、検査を行います。		
			種 目	基 準	
			反復横とび	40回以上 / 20秒間	
			握力	25kg以上（左右の平均）	
上体起こし			15回以上 / 30秒間		
垂直とび			40cm以上		
腕立伏臥腕屈伸			15回以上		
20mシャトルラン			35回以上		
長座体前屈	45cm以上				
基準に達しない種目が4種目以上ある場合、総合得点にかかわらず不合格となります。					
適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。			
身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。			

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験、検査のうち、一定の基準に達しないものがある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	受験地	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成24年10月14日（日） 午前 教養試験 午後 身体検査	松 山	松山工業高等学校 （松山市真砂町1番地）	10月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
		新居浜	新居浜商業高等学校 （新居浜市瀬戸町2番16号）	
		宇和島	宇和島東高等学校 （宇和島市文京町1番1号）	
第 2 次 試 験	11月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			12月上旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページ上にも掲載します。

また、合格した者には書面で通知します。

5 受験手続

(1) 郵送又は持参による申込み

申込用紙の入手方法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 (申請書等電子配布サービス) http://www.pref.ehime.jp/sinsei/index.htm
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「 警察官(女性・高卒程度)請求 」と朱書し、宛先明記の返信用封筒(定型長形3号、90円切手貼付)を同封のうえ、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署等で交付します。
申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に50円切手を貼ってください。封筒の表に「 警察官(女性・高卒程度)申込み 」と朱書し、申込書及び受験票を封入し、 簡易書留郵便 により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。
	窓口で直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、愛媛県人事委員会事務局へ持参してください。
受験票の交付	郵送で申し込む場合	9月4日(火)以降に受験票を郵送します。受験票が届いたら、必ず最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm)を貼って、試験当日持参してください。 受験票が10月5日(金)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず写真を貼って、試験当日持参してください。

(2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システムの手続案内を確認してください。

(愛媛県簡易申請システム) <http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、平成25年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

(2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、**採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。**

(3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。

(4) 警察官の昇任は、誰でも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

7 給与等

(1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級13号給(現行給料月額179,769円)、高校卒程度で公安職給料表1級5号給(現行給料月額165,408円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証、運転免許証等)を持参のうえ、午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位 (ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、順位に代えて当該試験名又は検査名)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験別得点、総合得点及び総合順位 (ただし、一定の基準に達しない試験又は検査がある者については、総合順位に代えて当該試験名又は検査名)	第2次試験合格発表の日から1週間	

9 問い合わせ先等

申 込 み 先 問 い 合 わ せ 先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 電話 089 - 912 - 2826 ホームページ http://www.pref.ehime.jp/employment/
--------------------------------------	--

問 い 合 わ せ 先	愛媛県警察本部 警務課 〒790 - 8573 松山市南堀端町 2 番地 2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2623
--------------------	--

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第5号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 7月 6日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（安全運転管理者等の届出等）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項の安全運転管理者等の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本又は住民票の写し</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>5 省略</p>	<p>（安全運転管理者等の届出等）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第1項の安全運転管理者等の選任の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本又は住民票の写し（<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者である場合に</u>あつては、<u>外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書の写し</u>）</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>5 省略</p>

附 則

この規則は、平成24年 7月 9日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第33号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年 2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成24年 7月 6日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>1・2 省略</p> <p>3 老人ホーム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 25%;">所 在 地</th> <th style="width: 35%;">指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケアハウスアテーナ</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>さらさ道後</u></td> <td><u>有料老人ホーム</u></td> <td><u>松山市祝谷東</u></td> <td><u>平成 年</u> <u>町乙813 - 8</u> <u>月 日</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	省略				ケアハウスアテーナ	省略			<u>さらさ道後</u>	<u>有料老人ホーム</u>	<u>松山市祝谷東</u>	<u>平成 年</u> <u>町乙813 - 8</u> <u>月 日</u>	省略				<p>1・2 省略</p> <p>3 老人ホーム</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">種 類</th> <th style="width: 25%;">所 在 地</th> <th style="width: 35%;">指 定 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケアハウスアテーナ</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	省略				ケアハウスアテーナ	省略							省略			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日																																						
省略																																									
ケアハウスアテーナ	省略																																								
<u>さらさ道後</u>	<u>有料老人ホーム</u>	<u>松山市祝谷東</u>	<u>平成 年</u> <u>町乙813 - 8</u> <u>月 日</u>																																						
省略																																									
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日																																						
省略																																									
ケアハウスアテーナ	省略																																								
省略																																									

4・5 省略

4・5 省略

雑 報

○公 告

愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定により、口頭による開示請求をすることができる個人情報を次のとおり定めた。

平成24年 7月 6日

公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理事長 井 出 利 憲

口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
公立大学法人愛媛県立医療技術大学職員採用試験	第1次試験不合格者に係る得点及び順位	第1次試験の合格発表の日から1月間	愛媛県立医療技術大学
	第2次試験受験者に係る第1次試験の得点及び順位、第2次試験の得点及び順位並びに総合得点及び総合順位	第2次試験の合格発表の日から1月間	